

[今すぐ実践！省エネ手法]

医療機関で取り組める省エネ手法を紹介します。施設内での省エネ取組みの際にご活用下さい。

医療機関の節電チェックシート（冬季）

3つの基本アクションをお願いします。

項目	内容	建物全体に対する節電効果	実行チェック	日付
照明	可能な範囲で照明を間引きする。（労働安全衛生規則基準値（精密作業300Lx、普通作業150Lx、粗な作業70Lx）にもご留意ください。）事務室の照明を半分程度間引きした際の数値	3.1%		
	使用していないエリア（診療時間外の外来部門、診療部門）の消灯をした場合の数値	3.1%		
空調	病棟、外来、診療部門（検査、手術室等）、厨房、管理部門毎に適切な温度設定を行う。	0.7%		
	使用していないエリア（診療時間外の外来部門、診療部門）は空調を停止する。	0.4%		

メンテナンスや日々の節電にもご協力をお願いします。

項目	内容	実行チェック	日付
照明	従来型蛍光灯を、LED照明に交換する。（従来型蛍光灯から直管型LED照明に交換した場合、約50%消費電力を削減。）		
	病棟では無理のない範囲で天井照明を消灯し、スポット照明を利用する。		
空調	夕方以降はブラインド、カーテンを閉め、暖気を逃さないようにする。		
	目詰まりしたフィルターを清掃する。		
	電気以外の方式（ガス方式等）の空調熱源や、太陽熱集熱器やコージェネレーションなどの排熱		
	空調機の節電機能（ピークデマンドカット機能等）を活用する。		
	排ガスによる放熱ロスを避けるため、ガス吸収式冷水機について空気比の適正化を図る。		
コンセント動力	調理機器、冷蔵庫の設定温度の見直しを行う。		
	電気式オートクレーブの詰め込み過ぎの防止、定期的な清掃点検を実施する。		
	温水洗浄便座は可能な範囲で保温・温水の温度設定を下げ、不使用時はふたを閉める。		
	電気式給湯器、給茶機、エアタオル等のプラグを可能な範囲でコンセントから抜く。		
	自動販売機の管理者の協力の下、冷却停止時間の延長や節電モードへの切り替え等を行う。		
	ディスプレイの輝度を下げ、不要時は消灯する。		
その他	デマンド監視装置を導入し、警報発生時に予め決めておいた節電対策を実施する。		
	コージェネレーション設備を所有している場合は、発電優先で運転する。		
	需給調整契約（料金インセンティブ）に基づくピーク調整、自家用発電機の活用等。		
	「ウォームビズ」を励行する。		
	給湯室では、お湯の出し過ぎに注意し、炎は鍋底からはみ出さないよう火力を調整、鍋に火をかけるときには蓋をする。		

〔ご注意〕

- ・記載している節電効果は、建物全体の消費電力に対する目安です。
- ・空調についての節電効果は電気式空調を想定しています。
- ・一定の条件の下での試算結果ですので、各々の建物の利用状況により削減値は異なります。
- ・節電を意識するあまり、保健衛生上、安全上及び管理上不適切なものとならないようご注意ください。

出典：資源エネルギー庁ウェブサイト（『夏季・冬季の省エネ・節電メニュー・リーフレット（事業者向け：沖縄版）』より）